

◆ 申請時に必要な提出書類

◎下記の書類が揃わないと申請審査ができません。

	必要な書類	チェック欄
申請者	助成申請書 二枚綴り、押し印2ヶ所	
	同居世帯員全員の住民票（謄本）又は外国人登録証明書	
	同居世帯員全員の市民税の所得割額を証明するもの（原本） 下記に該当する一つ（義務教育期間の学生・お子様は除く） ①源泉徴収されている給与所得者（アルバイト含む） 市民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書（事業所発行） ②事業者等、確定申告している方 市・府民税 納税通知書 兼 税額決定通知書（区役所発行） ③無収入、非課税のパートや年金生活者、学生（義務教育期間は除く）の方 市・府民税の課税証明書（区役所発行） ④生活保護の方 生活保護受給証明書（福祉事務所発行） ※証明年度に注意 [例] 平成25年6月30日までに申請 →平成24年度分（平成23年の所得対象） 平成25年7月1日以降に申請 →平成25年度分（平成24年の所得対象）	
	身体障害者手帳 又は 療育手帳（原本提示とコピー） 本人欄及び顔写真・氏名・住所・障害名の部分をコピー	
	▽チームの意見書 内部・視覚等の障害の方	
	▽家主の整備承諾書 借家・賃貸等の方	
	▽設備・機器等のカタログ コピーも可	
施工業者	整備計画書（所定の用紙） 移動設備と住宅改造を併用する場合は別々に	
	現況図 平面図に開口寸法及びレベル（段差）を必ず記入 （※別紙作成要領参照）	
	現況写真 工事に関する範囲で、現況図に撮影箇所を記入	
	計画図 平面図に開口寸法及びレベル差（段差）は必ず記入 高さに関するものは断面図必要（※別紙作成要領参照）	
	見積り ・助成対象外工事がある場合は費用から除く ・介護保険の住宅改修費及び日常生活用具の給付等を除く工事金額 ・移動設備と住宅改造を併用する場合は別々に （※別紙「見積書の作成要領」参照）	
	工事発注書（または契約書のコピー）	
	確認書 助成金を受領する業者の代表者印・会社印の捺印	
	▽介護保険住宅改修費 工事費内訳書 及び 必要な理由書 のコピー （すでに住宅改修費を使用済みの方でも、証明書類として必要です）	
▽日常生活用具の給付内容が分かる物 （「日常生活用具の利用計画書」・日常生活用具の住宅改修費の見積り又は内訳書等）		

▽印：必要な場合もある

※住民票・市町村民税所得割額を証明するもの等の証明書類は発行日より **3ヶ月以内**のものとし